

原議保存期間	5年(令和11年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和11年12月31日まで保存)

人 少 乙 達 第 9 1 号
 令 和 6 年 1 1 月 1 9 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施要領等について（通達）

対号1 令和4年6月28日付け人少乙達第47号「非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）」

対号2 令和4年6月28日付け人少乙達第48号「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施要領等について（通達）」

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動については、対号に基づき取り組んでいるところであるが、下記の事項を踏まえつつ、「非行少年を生まない社会づくり」における重要な取組として、引き続き、その効果的な推進に努められたい。
 なお、対号2は廃止する。

記

1 「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の意義

一般に、立ち直り支援活動とは、家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年について、健全な状態への立ち直りを支援するために行う諸活動をいうところ、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」とは、下記2(1)アで定める連絡対象少年又はその保護者に警察から積極的に連絡をとり、保護者から支援の同意（対象となる少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。以下

同じ。)の場合は、本人からの同意)が得られた少年に対して、その立ち直りを支援する活動を行うものである。

なお、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動は、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条第2項の継続補導と位置付けられるものである。

2 「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の実施要領

(1) 連絡の対象となる少年の報告等

ア 連絡の対象となる少年の報告

警察署長は、管轄区域内に居住する、過去に非行少年として取扱いのあった少年について、少年カードの内容や少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第5条第1項により通知される少年事件の処分結果（以下「処分結果」という。）等を活用し、

- ・ 当該少年の非行歴・補導歴
- ・ 保護者の監護能力その他の家庭環境
- ・ 修学・就労状況、交友関係その他の周囲の環境
- ・ 警察として把握している範囲の当該少年の近況

等を総合的に勘案した上で、周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状態にある可能性があるとして認められる少年（少年審判手続中又は保護処分中であることが判明している少年を除く。以下「連絡対象少年」という。）を連絡対象として人身安全・少年保護対策課長（以下「人少課長」という。）に随時報告すること。

連絡対象少年の報告に当たっては、随時、少年事件選別主任者の意見を聴くものとし、特に、不良交友関係が非行の要因と認められる少年、短期間に非行等を繰り返している少年、保護者の監護がほとんど期待できない少年等、非行に走る可能性がより高いと認められる少年が報告から漏れることのないようにすること。

イ 連絡対象少年の選定等

(ア) 連絡対象少年の選定

人少課長は、県内における少年非行の状況、再非行者数、少年サポートセンターの体制等を踏まえた上で、報告を受けた少年の中から、立ち

直りを支援する必要性が認められる少年を連絡対象少年に選定すること。

なお、連絡対象少年には 家庭裁判所の終局決定（以下「決定」という。）後の少年が含まれるところ、家庭裁判所においては、決定を行う際にそれまでの間の一切の事情を考慮していることから、決定後の少年を連絡対象少年として選定する場合は、決定後の新たな事情、例えば、審判不開始決定後、深夜はいかい等で繰り返し補導されるようになった場合や、不処分決定後、保護者の指導に従わず非行集団との交友が再開された場合等の事情を勘案すること。

（イ） 他機関における対応が適当と認められる少年への対応

人少課長は、連絡対象少年の選定段階において、少年の素行・家庭環境等から、臨床心理士等の専門家の知見を踏まえ、他機関における対応が適当と認められるときは、適宜、関係機関への通告・送致等の所要の措置をとるよう各警察署を指導・支援すること。

また、関係機関への連絡等に当たっては、人身安全・少年保護対策課より所要の働き掛けに努めることとする。

なお、適切な措置を講じるためには少年の家庭環境を把握しておくことが必要不可欠であることから、警察署においては、保護者等と密接な連絡をとるなどにより、連絡対象少年の問題状況の把握に努めること。

ウ 連絡の実施

（ア） 少年に連絡を行う職員

人少課長は、少年サポートセンター及び各警察署に配置された少年警察補導員の中から適任者を選定し連絡を行わせるものとする。

なお、当該連絡を実施する前に、捜査・調査等を通じて少年や保護者との信頼関係がある警察職員が事前に当該連絡がある旨の通知を行うことを妨げるものではない。

（イ） 連絡の実施及び同意の獲得

前記（ア）により連絡対象少年に連絡を行う職員（以下「連絡担当職員」という。）は、原則として、まず当該少年の保護者、次に少年本人に対し、電話、訪問、手紙等の方法で連絡して、当該少年の近況を確認する

ものとし、少年が周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状態にあり、立ち直りのための支援活動（以下「支援活動」という。）が必要と認めた場合には、保護者及び少年に対し、本活動の趣旨、必要性等を説明した上で、保護者の同意の獲得に努めること。

ただし、当該少年が特定少年の場合は、本人の同意を得るものとする。また、この場合に、当該特定少年の非行の防止を図る観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

(ウ) 連絡対象外と判明した少年への対応

連絡担当職員が近況を確認した結果、少年が再び非行に走る可能性が低く、支援活動の必要がないと認められる場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、必要に応じて継続補導の対象とすること。

また、少年が保護観察中又は児童福祉施設入所中であることが判明した場合であっても、保護者から支援の求めがあるときは、保護観察所又は児童福祉施設の長に対し、本活動の趣旨及び保護者が支援を求めていることを連絡し、協力要請があった場合に限り支援活動を行うものとする。

なお、当該連絡の結果については、確実に保護者に連絡すること。

(2) 支援の対象となる少年に対する対応等

ア 少年の支援を担当する職員

人少課長は、前記 2 (1) ウ (イ) により支援に係る同意があった少年（以下「支援対象少年」という。）に対する支援活動を中心となって行う職員（以下「支援担当職員」という。）には、対象少年の性別、年齢、性格等や職員の業務経験等を考慮の上、少年サポートセンター及び各警察署に配置された少年警察補導員の中から適任者を選定するものとする。

また、人少課長は、必要に応じて他の少年警察補導員を支援担当職員の補助者として選定するなど、支援活動について管理を徹底すること。

特に、女兒の支援を行うに当たり、男性警察職員を支援担当職員又は補助者に選定する場合には、その適性及び必要性を十分に審査すること。

イ 支援活動の記録

支援活動の開始及び経過については、別記様式第 1 号の少年事案処理簿

(以下「事案処理簿」という。)により、人少課長に報告の上、必要な指示等を受けること。

なお、その際、事案処理簿の種別欄には「支援対象少年」と記載すること。

ウ 目標の設定

支援担当職員は、支援対象少年が抱える問題を一定程度把握した段階において、支援対象少年及び保護者とも相談の上、真に立ち直りに資する目標を設定し、事案処理簿に記録することとし、概ね半年ごとに達成状況及び当該少年の改善状況を踏まえ、必要に応じ修正、変更、追加等を行うこと。

エ 支援活動の実施

(ア) 継続的な連絡

支援担当職員は、支援対象少年及び保護者と継続的に連絡を取り、相互の信頼関係を構築し深めていく中で、悩みを聞いたり、求めに応じて指導・助言を行うものとし、月数回の実施に努めること。

なお、支援対象少年への連絡に当たっては、必ず保護者への連絡を入れること。

ただし、当該少年が特定少年の場合は、本人に連絡を入れるものとする。また、この場合に、当該特定少年の非行の防止を図る観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

支援対象少年及び保護者への連絡に当たっては、あらかじめ連絡手段（電話、メール、手紙等）、連絡時間等のルールを定めておくなど、連絡が円滑に行われるよう努めるとともに、面接を行う場合には、当該少年が面接しやすい時間、場所を選定するよう配慮すること。

(イ) 少年が参加しやすい環境の醸成

社会奉仕体験活動、生産体験活動、スポーツ活動等（以下「社会奉仕体験活動等」という。）への参加は、少年を取り巻くきずなを強化する手段として効果が認められることから、必要により個々の少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等の実施に努めるものとし、実施に当たっては少年の保護者、友人等にも参加を求めるなど、少年が参加しやすい環境

の醸成に努めること。

オ 支援活動の終了

(ア) 支援活動を継続する必要がないと認められる場合

人少課長は、前記ウで設定した目標の達成状況、修学・就労の状況、家庭、学校、交友その他の環境改善の状況等を総合的に勘案し、支援活動を更に継続する必要がないと認められる場合には、支援対象少年及び保護者にその旨を説明した上で支援活動を終了するものとする。

ただし、当該少年が特定少年の場合は、本人に説明した上で支援活動を終了するものとする。また、この場合に、当該特定少年の両親等に併せて説明することは差し支えない。

また、当該少年又は保護者から引き続き支援を求められたときは、必要に応じて継続補導の対象とするものとする。

(イ) 検挙された場合等

支援対象少年が再び非行によって検挙等された場合、保護者の同意を得て支援活動を開始した少年の保護者が支援の継続を断った場合等においても、支援活動を終了するものとする。

3 支援活動実施上の留意事項

(1) 検挙・補導時等における説明等の実施

少年を検挙、補導した際には、取調べ担当者等から少年及び保護者に対し、支援活動の内容や決定等の後に連絡する場合があること等を説明するとともに、その実施状況を少年事件選別主任者等が確認するなど、確実な説明を行うこと。また、支援活動について適時適切な広報に努め、少年や保護者が支援活動を理解し、支援を求めやすい環境づくりに努めること。

(2) 支援対象少年に関する情報等の把握と活用

支援担当職員は、支援活動中、少年の生活状況、修学・就労状況、不良行為による補導状況等の把握や、学校・警察連絡制度等（いしかわS & Pサポート制度等）を活用した学校を始めとする関係機関等が把握している当該少年に関する情報の入手に努め、これらを活用したタイミングの良い効果的な支援活動を行うこと。

また、支援活動の成否は、保護者の監護能力や家庭環境に左右される場合

が多いことから、保護者に関する情報の把握にも努め、必要に応じ関係機関と連携するなど保護者に対する指導・助言を行うこと。

なお、支援活動を通じ、支援対象少年が犯罪少年、ぐ犯少年等に当たると思料したときには、遅滞なく必要な捜査・調査、関係機関への送致等を行うこと。

(3) 支援対象少年に応じた効果的な支援の推進

人少課長は、支援活動の推進状況を確実に把握するとともに、随時検証し、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関による支援が必要と認めた場合には、専門的知見に基づく支援が少年に対して行われるよう、関係機関との連携を推進し、支援対象少年に対する効果的な支援を行うこと。

(4) 技能指導官等の指定及び活用

人少課長は、支援活動等に卓越した技能を有する警察職員について技能指導官等への指定を促進するとともに、技能指導官等に支援担当職員に対する指導・助言、支援等に当たらせるなど、支援活動の知識及び技能の向上に努めること。

(5) 少年警察ボランティア等と連携した効果的な支援活動の推進

社会奉仕体験活動等は、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることにより、少年の心のよりどころとなる新たな「居場所」を作るものであることから、支援担当職員は、各警察署の少年担当警察職員と連携し、少年警察ボランティア等の社会奉仕体験活動等への積極的な参画を促進するとともに、地域住民等を巻き込んだ活動の実施に努めること。

また、地域住民等の間に支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティア等の活動に関する広報の充実に努めるとともに、当該活動の促進を図るため、少年警察ボランティア等に対する研修や謝金の支給等の支援の充実に努めること。

なお、社会奉仕体験活動等を少年警察ボランティア等と協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年警察ボランティア等に伝えること。ただし、個人情報が特定少年に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝え

る情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

(6) 関係機関等との連携の強化

ア 支援活動における関係機関との連携の確保等

支援活動を推進するに当たっては、平素よりその趣旨を学校等の教育関係機関、家庭裁判所、矯正・更生保護関係機関、児童福祉関係機関、労働関係機関等の関係機関に説明した上、必要に応じ、支援活動を行う際の連携を求めること。

イ 少年サポートチームの活用による効果的な支援活動の実施

支援対象少年の立ち直りを図る上では、児童相談所、学校等の関係機関・団体が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの活用が効果的であることから、その積極的な活用に努めること。

ウ ハローワーク等との連携強化による就労支援の推進

支援活動として就労支援を行うに当たっては、ハローワーク等との連携強化により積極的な就労支援に努めること。

特に、問題を抱えた少年の雇用に協力的な特定の企業等と少年との橋渡しを行おうとする場合には、職業安定法（昭和22年法律第141号）の趣旨に鑑み、あらかじめ地域を管轄するハローワークに支援活動の内容を説明し協力を求めた上で、当該企業等及び少年に関する情報提供を行い、ハローワークが少年に職業紹介や職業相談等の就労支援を行うのに合わせて、少年の就労活動や就労の継続に資するよう側面的支援に努めること。

4 少年を見守る社会気運を向上するための情報発信の推進

(1) 地域住民等に対する非行情勢等の積極的な情報発信

少年の規範意識の向上を図るための活動を推進する上で、少年を取り巻く地域住民等の理解と協力が不可欠であり、また、少年を見守る社会気運を向上するためには、地域ぐるみの総合的な取組へと発展させる必要があることから、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対し、地域の非行情勢や非行要因等について適時適切な情報発信を行うこと。

(2) 企業等に対する積極的な情報発信による支援活動への理解・協力の促進

支援対象少年に対する就労支援や社会奉仕体験活動等の支援活動を推進する上で、企業等の参加・協力を得ることがより効果的であることから、企業

等に対し、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信を行うとともに、具体的な支援活動の内容や少年の立ち直り事例の紹介等による感銘力のある情報発信を通じて、企業等の理解や参加・協力の促進を図ること。

5 少年相談・街頭補導等に基づく継続補導の推進

少年相談活動、街頭補導等を通じ把握した不良行為少年等に対して実施する継続補導については、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」と同様、「非行少年を生まない社会づくり」を推進する上で必要かつ重要な取組であることから、引き続きその推進に努めること。

6 適正な業績評価による賞揚の推進

「非行少年を生まない社会づくり」を推進するための各種活動は、少年の規範意識の向上と社会とのきずなの強化を図って将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組として極めて重要であることを踏まえ、少年の規範意識向上施策や支援活動に従事する職員等について数字に表れない業績を適正に評価し、賞揚に努めること。

7 地方再犯防止推進計画の策定等への協力

各地方公共団体においては、再犯防止推進計画を踏まえた地方再犯防止推進計画の策定等が促進されているところ、各警察署は、少年の再非行の観点からこれに必要な協力を行うこと。